

「令和８年度国有林材の安定供給システム販売（立木販売（販売箇所に係る主伐後の造林の実施を協定に含むもの）」の募集公告

令和８年７月８日

関東森林管理局長

国有林材の安定供給システム販売（以下「システム販売」という。）を下記のとおり実施するので、希望される方は、関東森林管理局長あてに「国有林材の安定供給システム申請書」を提出してください。

記

１ システム販売の目的

システム販売は、需要の拡大が必要な一般材及び低質材の計画的、安定的な供給を通じて、地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に資することを目的として、森林管理局長が素材生産業者をはじめとする需要者と国有林材（立木）の販売に関する相互協定を締結した上で、森林管理署等の長がその協定に基づき計画的な販売を実施するものです。

２ システム販売物件の概要等

販売物件の予定数量等については、令和８年度システム販売物件一覧（立木）（別紙１）のとおりとなります。

３ 協定締結期間

令和８年度システム販売物件一覧（立木）（別紙１）は、協定締結日から令和１６年３月３１日までとします。（販売契約の締結は、令和１３年３月３１日までとします。）

４ システム販売の対象となる需要者

(1) 素材生産を実施する者（以下「素材生産業者等」という。）に限ります。

関東森林管理局内で素材生産又は製材若しくは木工を実施する者及び関東森林管理局管内の素材生産業者等と協定を締結する者※（素材生産業者等の下請けにより生産を行わせる場合を含む。）で、主伐後の造林を行うことができる者に限ります。

(2) 素材生産業者等と主伐後の造林を実施する事業者（以下「造林事業者等」という。）が共同して申し込む者に限ります。

※関東森林管理局管内の素材生産業者等と協定を締結する者とは、製材工場、合板工場、製品規格の統一化を図り共同出荷を行っている協同組合その他木材加工事業者（以下「製材工場等」という。）、原木市場その他木材流通機能を有する事業者（以下「原木市場等」という。）、住宅メーカー及び木質バイオマス発電所その他木材を加工した製品を利用する事業者（以下「製材品需要者」といい、製材品需要者が生産する製品等を「最終製品」という。）が同局管内の素材生産業者等と協定を締結している場合に限ります。

5 システム販売の対象となる需要者の要件

次に掲げる要件のすべてを満たさなければならないこととします。

- (1) 令和7年度から令和11年度林産物売払いの一般競争参加資格を有していること。
- (2) 協定に基づき、契約を履行するに足る信用、資力等を有すること。
- (3) 社会保険等に参加していること。
- (4) 買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績があること。（ただし、同時に複数の物件に対して申請を行う場合は、その合計買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績があること）
- (5) 「国有林材の安定供給システム申請書」及び「国有林材の安定供給システムに係る企画提案書」の提出期限の日から協定予定者通知日までの期間に森林管理局長から指名停止を受けていないこと。
- (6) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 素材生産業者等（主伐後の造林を行うことができる者に限る）又は造林事業者等については、令和07・08・09年度全省庁統一の一般競争参加資格の「役務の提供等（その他）」に登録され、「関東・甲信越」の競争参加資格を有していること。
- (8) 製材工場等については、JAS認定工場であること。（出荷製材品についてJAS規格が制定されている場合であり、小径材を住宅部材以外の用途に用いる場合についてはこの限りでない）
- (9) 原木市場等については、製材工場等と販売協定を締結し、安定した取引関係が明確であること、又は、製材工場等との共同申し込みであること。
- (10) 製材品需要者については、自ら加工した製品を利用する場合を除き、製材工場等との共同申し込みであること。（ただし、この場合、製材品需要者が(1)の要件を満たす必要はないものとする。）
- (11) 国有林材の安定供給システムに係る企画提案書（別紙3）3「効果的な取組内容」、4「具体的な販路」の企画提案がされていること。

6 固定価格買取制度に係る要件

協定希望者のうち、チップ工場等が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に係る特別措置法」（平成二十三年八月三十日法律第百八号）に基づき施設認定された木質バイオマス発電所（木質バイオマスの混焼を行う火力発電所を含む。以下単に「バイオマス発電所」という。）に対して、その燃料となるチップ等を供給することとして申請を行う場合は、次の点を申請受理の条件とします。

・バイオマス発電所との販売協定を締結した上での申請又はバイオマス発電所との共同申請であること。

ただし、申請時において販売協定が未締結である場合は、今年度中に販売協定が確実である場合に限り、この場合、販売協定の締結が確実であることを示す書類を添付すること。

7 現地案内

申請を希望する者を対象に現地説明を受け付けます。

なお、1日で現地の案内を行えない場合には、後日改めて案内をさせていただくことがあります。

す。

(1) 塩那森林管理署

ア 日 時 1回目：令和8年7月23日（木）午前8時30分

2回目：令和8年7月24日（金）午前8時30分 雨天決行

イ 集合場所 栃木県矢板市扇町1-5-9「矢板森林事務所」

「別添 現地案内集合場所位置図」参照

ウ 参加を希望する者は、令和8年7月21日（月）午後4時までに、参加者氏名、所属、希望日をご連絡ください。

エ 連絡先 塩那森林管理署 業務グループ 主任森林整備官（経営担当）

電話 0287-28-3125

メールアドレス ks_enna_postmaster@maff.go.jp

(2) 利根沼田森林管理署

ア 日 時 ①：令和8年7月14日（火）午前9時30分（65に林小班ほか）

②：令和8年7月15日（水）午前9時00分（156ち林小班ほか）

③：令和8年7月21日（火）午前9時30分（65に林小班ほか）雨天決行

④：令和8年7月22日（水）午前9時00分（156ち林小班ほか）雨天決行

イ 集合場所 ①、③は、群馬県利根郡片品村鎌田（寄居山公園）

②、④は、群馬県利根郡昭和村森下2406-2（道の駅めぐりむ昭和）

「別添 現地案内集合場所位置図」参照

ウ 参加を希望する者は、令和8年7月13日（月）午後4時までに、参加者氏名、所属、希望日時をご連絡ください。

エ 連絡先 利根沼田森林管理署 業務グループ 地域業務対策官

電話 0278-24-5535

メールアドレス ks_tone-numata_postmaster@maff.go.jp

8 申請方法及び申請期限

(1) 申請方法

電子メールにより、(3)の申請書等を関東森林管理局のメールアドレスへ提出してください。

データの容量は20MB以下とし、これを超える場合は、別途、提出方法を指定しますので、ご連絡ください。

また、送受信の状況を確認するため、メール送信後に必ず連絡をお願いします。

メールアドレス「ks_kanto_sigen@maff.go.jp」

連絡先：関東森林管理局資源活用課

※別添1「電子メールによる申請の留意事項」を確認してください。

電子メールによる提出が困難な場合には、紙媒体での提出も可能とします。その場合は、郵送又は持参で関東森林管理局資源活用課に提出してください。

(2) 申請期限

令和8年8月7日（金）午後4時必着

(3) 提出書類

①国有林材の安定供給システム申請書（別紙2）

②社会保険等の加入状況（任意様式）

- ③保有する資格（令和7年度～令和11年度林産物売払い一般競争参加資格確認通知書の写し、農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し、その他所有する資格の写し）
- ④直近の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書
- ⑤納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙9号書式その3又は、その3の2若しくはその3の3）の写し
- ⑥植栽の意思表明書（別紙8）
- ⑦国有林材の安定供給システムに係る企画提案書（別紙3）
- ⑧暴力団排除に関する誓約事項（別添1）

9 審査の方法及び協定予定者の選定等

- (1) 国有林材の安定供給システムに係る審査基準（別紙9）に基づき申請書及び企画提案書の審査を行い、最も優れた者を協定を締結することが適当と認められる需要者（以下「協定予定者」という。）として選定する企画競争方式で行います。
- (2) 申請書及び企画提案書の審査にあたっては、以下の項目について評価・採点を行います。

ア 必須項目

システム販売の対象となる上記の5に定める需要者の要件をすべて満たしているか審査する。一つでも満たしていない場合は、当該物件に申請した者のうち最も点数が高い場合であっても協定予定者として選定しないものとします。

イ 価格点及び取組評価点

価格点については、企画提案書において提示する「買受希望単価（税抜）」のうち、提示された最高価格を基準に相対評価します。

取組評価点については、評価項目ごとに審査し、評価基準に従い配点を付与します。

- (3) 前項の審査において、応募があった物件であっても、システム販売の対象となる需要者の要件を満たしている者がいない場合は、協定予定者を選定しない場合があります。
- (4) 取組評価点及び減点の合計点がマイナスとなる場合及び植栽の意思表明書（別紙8）が提出されていない場合は協定予定者として選定されません。
- (5) 森林管理局長は協定予定者に対し、提案された買受希望単価（税抜）について協議の上、協定を締結し、協定書を取り交わします。
- (6) 審査結果は、申請件数、最高点、最低点、協定者、企画提案書の概要等について、ホームページ等で公表します。
- (7) 協定に基づく販売は、当該森林管理署長等と売買契約を締結していただきます（共同で協定を締結した場合は、当該森林管理署長等と代表者の間で売買契約を締結します）。

10 協定にあたり付する条件

- (1) 目的外処分の制限

協定を締結した者（以下「協定者」という。）が、購入した林産物について、その売払いを受けた目的以外に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡すことを制限します。

- (2) 協定の解除

森林管理局長は、(1)の規定に反していた場合又は次のいずれかに該当する場合は協定を解除することができるものとします。

ア 協定の相手方が正当な理由なく協定書及び売買契約書の規定に違反したとき。

イ 協定の相手方が協定期間中に上記の5に定める需要者の要件を失ったとき。

ウ 協定の相手方が販売箇所の造林の計画・履行を拒絶する意思を明確に表示したとき又はこの協定の目的を達成することができないものと認められるとき。

エ やむを得ない事由がある場合及び売買契約箇所の伐採跡地に係る分収造林契約を国と締結する場合を除き、売買契約箇所の伐採跡地における地拵え及び植栽の委託に係る造林事業請負契約を締結できなかったとき。

(3) 損害賠償

上記(2)により協定を解除した場合、協定の相手方は、その解除によって生ずる損害の賠償請求をできないものとします。

(4) 収穫調査

実行計画案の承認があったときは、森林管理署長が収穫調査を行います。

なお、立木販売及び造林実行計画の変更に伴い、やむを得ない場合を除き協定の相手方が実行計画の販売時期を変更したことにより、再度収穫調査が必要となった場合においては、協定の相手方の費用負担により国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条の5に規定する指定調査機関に委託し、国有林野産物収穫調査規程準則の運用について（昭和61年10月4日付け61林野業一第78号林野庁長官通知）の別紙「国以外の者が行う収穫調査について」に基づく収穫調査を行うこととします。

この場合において、当該委託に係る契約締結後に遅滞なく森林管理署長に当該契約に係る契約書の写しを提出するとともに、当該収穫調査結果を、実行計画に記載された販売開始予定時期の3ヶ月前までに、当該物件の所在地を管轄する森林管理署長へ報告することとします。

(5) 持続可能な森林経営から生産された合法材の利用促進

ア 森林管理局長は、協定に基づき販売する物件が、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものであることを証明するものとします。

イ 協定者は、合法性・持続可能性を確保した木材から生産された木材・木材製品であることを需要者にPRするよう努めるものとします。

(6) 立木販売及び造林計画実行計画

協定締結後速やかに販売予定箇所ごとの販売契約締結予定年度及び造林請負契約締結予定時期等を定めた立木販売及び造林実行計画（別紙6）を森林管理署長を経由して、森林管理局長へ提出し承認を受けるものとします。

なお、調達する苗木の規格については、別添「標準的な苗木の規格」を基本とし、具体的には造林請負契約時に示す特記仕様書等によることとします。

(7) 安定供給システム販売に係る事業計画

次年度以降の安定供給システムに係る事業計画を各年度当初に提出することとします。

(8) 実行結果の報告

協定の相手方は、協定期間の終了後、「国有林材の安定供給システムに係る結果報告書の提出について」（別紙10）及び「システム販売実行済報告書」（別紙11）を森林管理局長に提出することとします。

なお、複数年の協定については、年度毎に結果報告書を提出することとします。

(9) 造林請負契約に用いる苗木については、協定の相手方が調達することとします。

なお、苗木の生産に当たっては、出荷までに概ね2年程度の期間を要することから、過不足を生じないよう協定の相手方の責任において、苗木生産者との需給調整を行うこととします。

11 その他

- (1) 申請書の様式、内容、申請手続き等及び各物件の詳細については、森林管理署局資源活用課に問い合わせてください。
- (2) 国有林材の間伐対象林分より出材される全ての立木の販売契約の際、間伐材である旨の証明をします。
- (3) 協定書の内容は、「国有林材の安定供給システム協定書」（別紙７－１、別紙７－２）のとおりとします。
ただし、特別な事情がある場合は、協定内容や協定数量を変更することもあり得ます。
- (4) 売買契約においては事業着手前に立木販売箇所の事業計画書（別紙１２）を事業地を所管する森林官を経由の上、署へ提出してください。
- (5) 適格請求書（インボイス）の交付について
ア 国は適格請求書発行事業者です。
イ 民収分を含まない物件については、売買契約書に登録番号等の必要事項を記載しますので、納入告知書とあわせて適格請求書（インボイス）の交付とします。
ウ 民収分を含む物件（分収造林）については、適格請求書（インボイス）の交付は売買契約書に別紙４－１「売買代金明細書」を添付することとし、納入告知書とあわせて適格請求書（インボイス）の交付とします。なお、民収分も国が販売の実際の実施者であることから、「媒介者交付特例」を適用して国から交付します。
なお、現時点（公告時点）における仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、物件の入札書に記載された金額に対する割合は、別紙４－２のとおりです。
- (6) 搬出期間は、各年度の販売物件の売買契約締結日から原則として３カ年とします。
- (7) 暴力団排除に関する誓約事項に関し、虚偽又はこれに反する行為が認められた場合には協定を解除することがあります。また、本企画競争に係る国有林野の産物販売契約においては、暴力団排除に関する特約条項を付して締結することとなります。

１２ 問い合わせ先

局・署等名・担当課	住 所 等	電話番号
関東森林管理局 資源活用課	〒 ３ ７ １－８ ５ ０ ８ 群馬県前橋市岩神町 ４－１ ６－２ ５	027-210-1188
塩那森林管理署	〒 ３ ２ ４－０ ０ ２ ２ 栃木県大田原市宇田川 １ ７ ８ ７－１ ５	0287-28-3125
利根沼田森林管理署	〒 ３ ７ ８－０ ０ １ ８ 群馬県沼田市鍛冶町 ３ ９ ２ ３－１	0278-24-5535

電子メールによる申請の留意事項

- 1 電子メールによる申請を行う場合は、誤送信防止のためメールアドレスに間違いがないか送信前に十分確認をお願いします。また、メール送信後は、送信した旨の電話連絡をお願いします。

提出先メールアドレス：ks_kanto_sigen@maff.go.jp

電話連絡先：関東森林管理局資源活用課 027-210-1188

- 2 メール容量については、20MB以下としてください。これを超える場合は、別途、提出方法を指示しますので、ご連絡ください。

- 3 提出書類のファイル形式については以下のとおりとします。

① 国有林材の安定供給システム申請書（別紙2） Excel ファイル

② 社会保険の加入状況（任意様式）

③ 保有する資格（一般競争参加資格確認通知書の写し、
その他所有する資格の写し）

④ 直近の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書

⑤ 納税証明書（国税通則法施行規則
（昭和37年大蔵省令第28号）別紙9号書式その3又は、
その3の2若しくはその3の3）の写し

PDF ファイル
（一つのファイルに
まとめてください）

⑥ 国有林材の安定供給システムに係る企画提案書（別紙3） Excel ファイル

⑦ 暴力団排除に関する誓約事項（別添1）

- 4 1物件につき1メールとしてください。メールの件名は、**R8立木システム販売・物件番号・申請者名**とし、添付ファイル名は、**R8立木システム販売・物件番号・申請者名**とします。
複数物件を応募の場合、提出書類の②～⑤は、いずれかの物件に添付してあれば、そのほかの物件への添付は省略可能です。（メール本文に「②～⑤は〇〇（物件番号）に添付」と記載してください。）

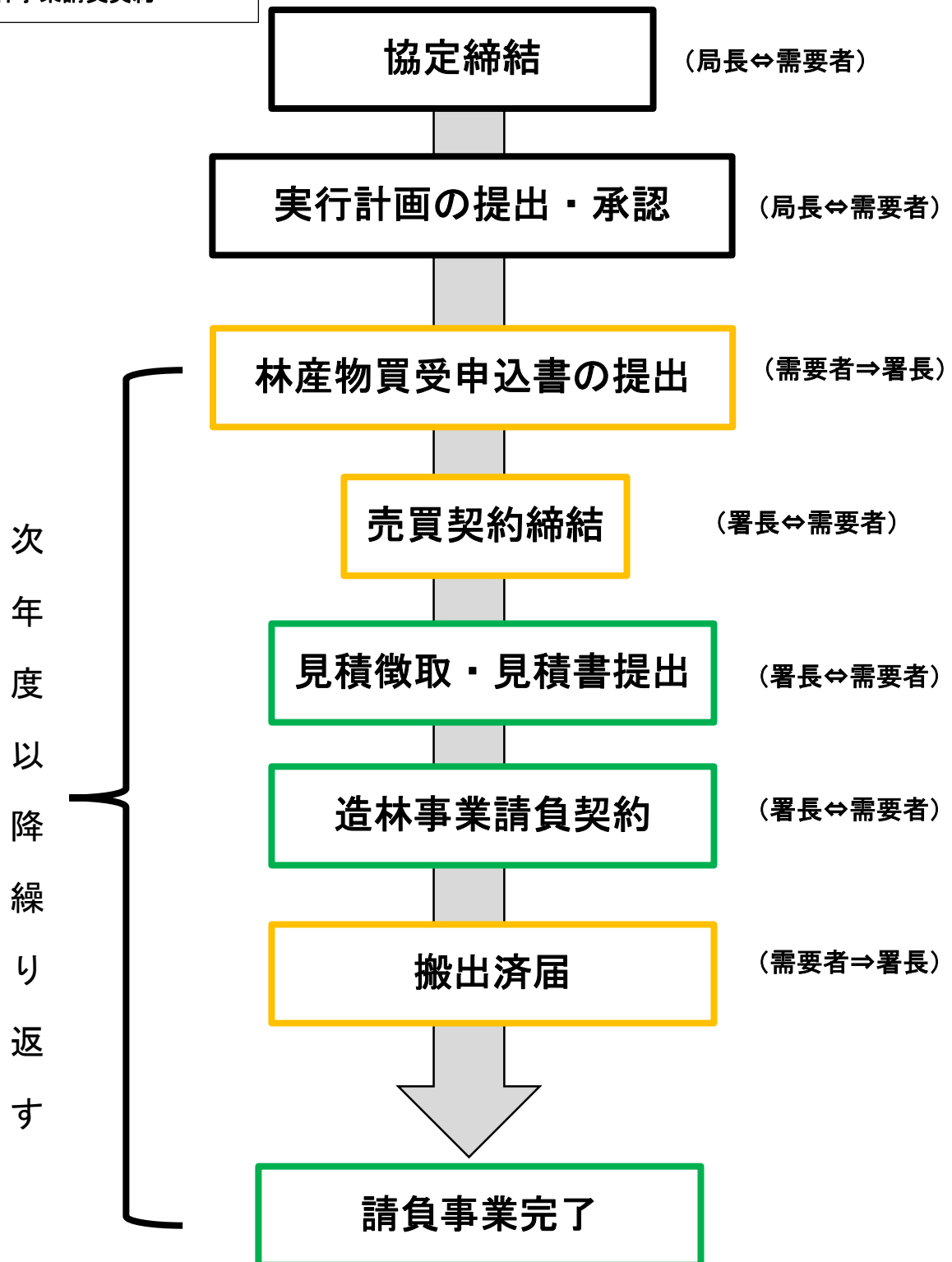
メール件名例：R8立木システム販売・1-99・株式会社前橋

ファイル名例：R8立木システム販売・1-99・株式会社前橋（Word、Excel、PDF いずれも同じ）

(別添 2)

- ・ 協定
- ・ 立木販売
- ・ 造林事業請負契約

標準的な流れ



なお、契約条件等により流れは異なる場合があります。

(売買契約書別紙)

売買代金明細書

〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 あて

T8000012050001
〇〇森林管理署

売買契約年月日 年 月 日
売買契約番号
売買物件の所在場所（分収林の場合は国有林野名及び林小班名 官行造林の場合は市町村名 字名 地番等）

売買代金 合計額	税込金額	うち消費税額（10%）

うち適格請求書（インボイス）	税込金額	うち消費税額（10%）
対象金額		

<内訳>

インボイス対象	税込金額	うち消費税額（10%）
①官収分		—
②民収分 （適格請求書発行事業者分）		—
小計		

インボイス対象外	税込金額	うち消費税額（10%）
③民収分		—
小計		

○適格請求書（インボイス）の交付について

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。

なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。

入札に際し、注意願います。

※1 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額、契約金額に含まれる消費税相当額（税率 10% で計算した額）とは一致しない場合があります。

※2 当該割合は、現時点（公告時点）で把握している数値であり、変動する場合があります。

1 号物件 3 3 3 は林小班（分収造林）	2 0 . 0 0 %
2 号物件 6 5 に林小班（分収造林）	2 0 . 0 0 %
2 号物件 6 5 ほ 1、ほ 2 林小班（分収造林）	3 0 . 0 0 %
2 号物件 2 5 3 い林小班（分収造林）	2 0 . 0 0 %

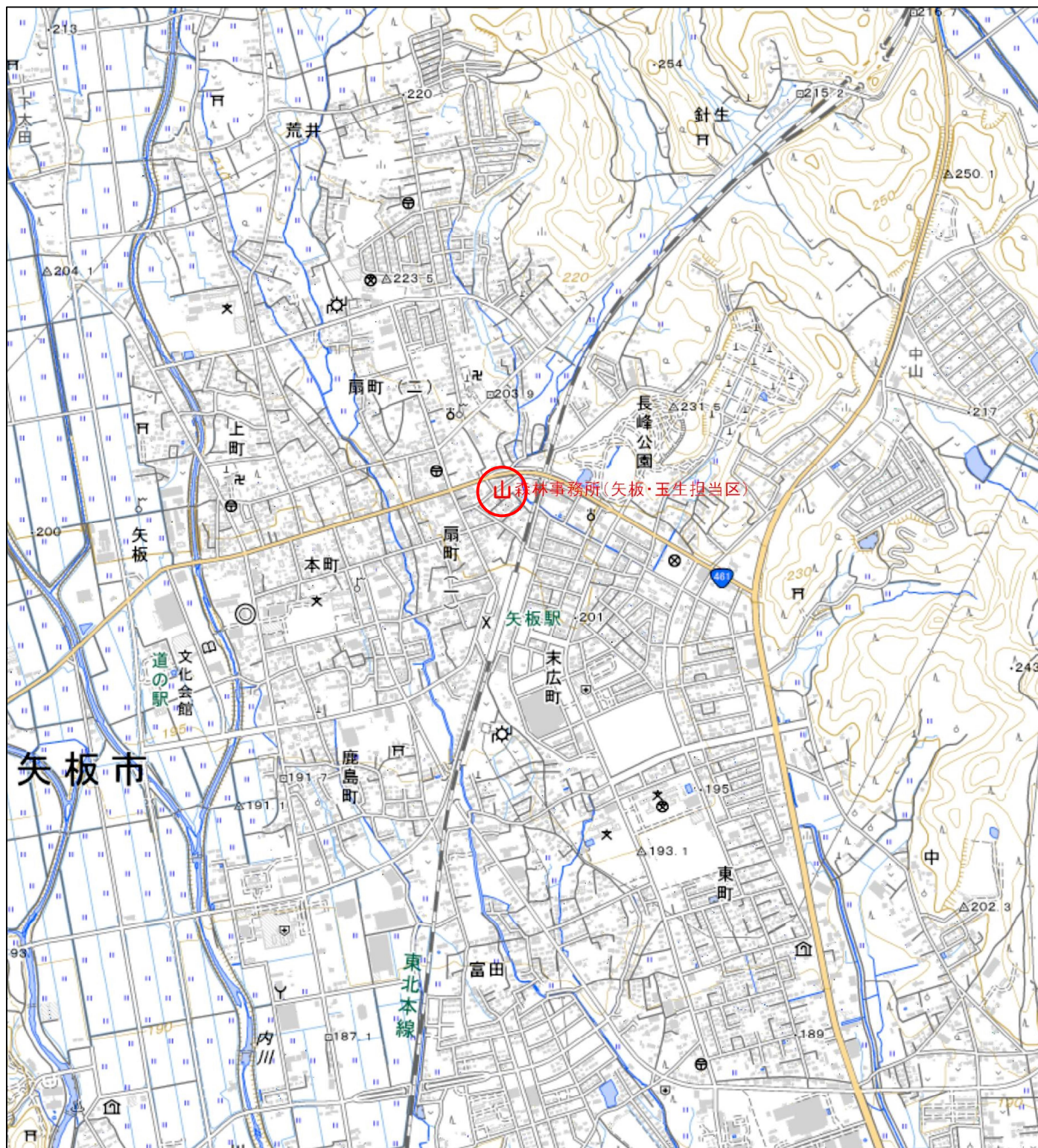
※3 上記 2 の数値には、免税事業者等からの仕入に係る経過措置の控除率は計算されていません。

1 号物件塩那森林管理署

現地案内集合場所位置図

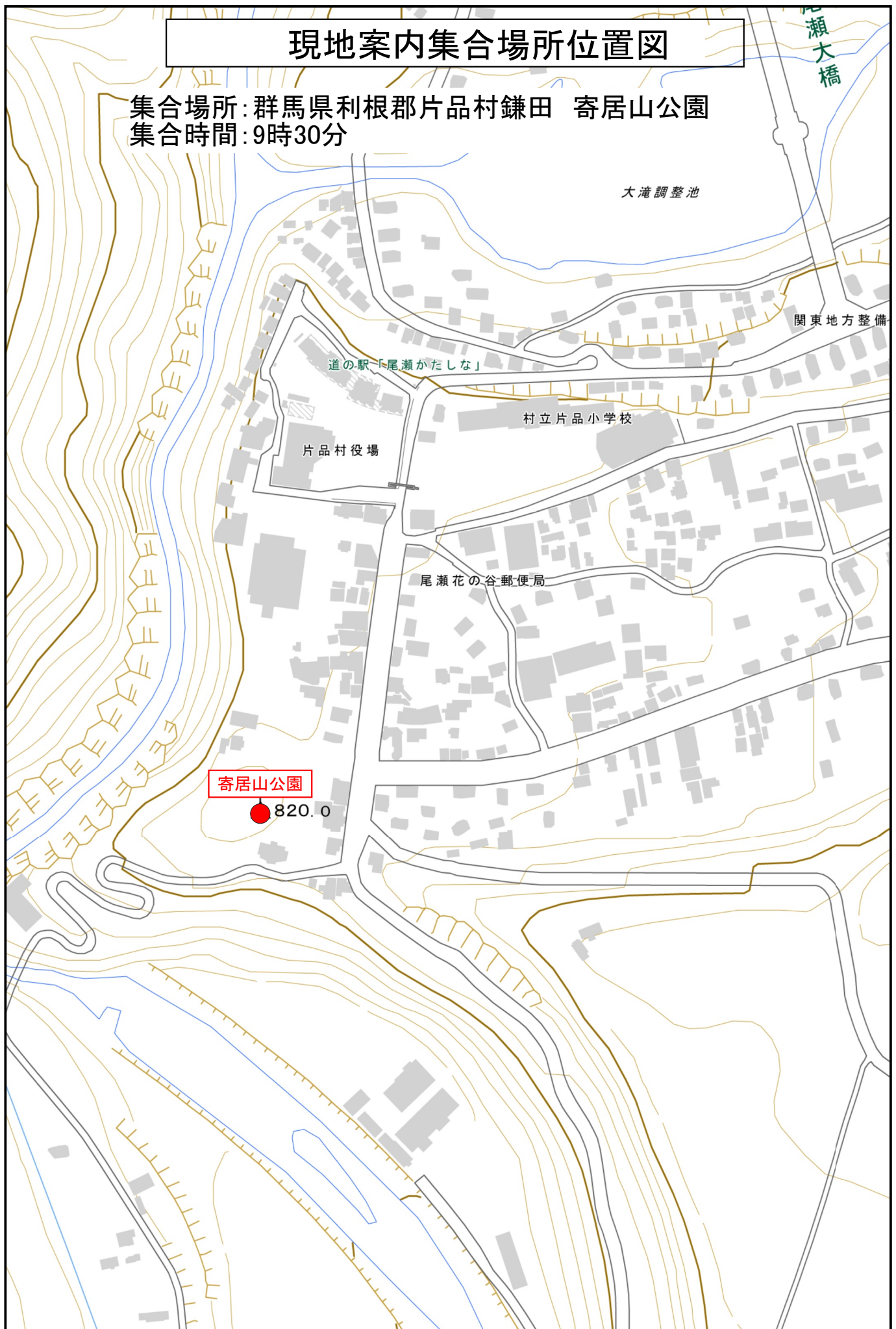
集合場所：栃木県矢板市扇町1-5-9「矢板森林事務所」

集合時間：午前8時30分



現地案内集合場所位置図

集合場所: 群馬県利根郡片品村鎌田 寄居山公園
集合時間: 9時30分



現地案内集合場所位置図

集合場所: 群馬県利根郡昭和村森下2406-2 道の駅あぐりーむ昭和
集合時間: 9時00分

